

平成27年第2回熊野町議会臨時会

会議録（第1号）

1. 招集年月日 平成27年5月8日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 平成27年5月8日

4. 出席議員（16名）

1番 尺 田 耕 平	2番 竹 爪 憲 吾
3番 立 花 慶 三	4番 諏訪本 光
5番 沖 田 ゆかり	6番 片 川 学
7番 時 光 良 造	8番 民 法 正 則
9番 荒 瀧 穂 積	10番 大瀬戸 宏 樹
11番 藤 本 哲 智	12番 山 吹 富 邦
13番 久保隅 逸 郎	14番 中 原 裕 侑
15番 馬 上 勝 登	16番 山 野 千佳子

5. 欠席議員（0名）

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	三 村 裕 史
副 町 長	立 花 隆 藏
教 育 長	林 保
総 務 部 長	岩 田 秀 次
民 生 部 長	清 代 政 文
建 設 部 長	森 本 昌 義
教 育 部 長	民 法 勝 司
総 務 部 参 事	石 井 節 夫
総 務 部 次 長	宗 條 勲
民 生 部 次 長	光 本 一 也

建設部次長	沖田 浩
教育部次長	横山 大治
企画財政課長	西村 隆雄
商工観光課長	時光 良弘
税務課長	貞永 治夫
福祉課長	加島 朋代
住民課長	堀野 辰夫
健康課長	隼田 雅治
生活環境課長	中井 雅晴
開発指導課長	林 武史
上下水道課長	寺垣内 栄作
生涯学習課長	中村 憲治
会計課長	光本 琴音

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |        |
|---------|--------|
| 議会事務局長  | 三村 伸一  |
| 議会事務局書記 | 小川 征一郎 |

~~~~~○~~~~~

8. 議事日程（第1号）

臨時議長の紹介

開会宣告

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 議長の選挙について

議事日程（第1号の追加1）

日程第 1 議席の指定について

日程第 2 会議録署名議員の指名について

日程第 3 会期の決定について

日程第 4 副議長の選挙について

日程第 5 常任委員の選任について

日程第 6 議会運営委員の選任について

- 日程第 7 議会広報特別委員会の設置及び委員の選任について
- 日程第 8 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第 9 議案第 28 号 専決処分した熊野町税条例等の一部を改正する条例の報告及び承認について
- 日程第 10 議案第 29 号 専決処分した熊野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の報告及び承認について
- 日程第 11 議案第 30 号 専決処分した熊野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の報告及び承認について

議 事 日 程（第 1 号の追加 2）

- 追加日程第 1 議案第 31 号 熊野町監査委員の選任の同意について
- 追加日程第 2 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申出について

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

（開会 9 時 50 分）

○事務局長（三村） 皆さん、おはようございます。事務局長の三村でございます。

本臨時会は一般選挙後初めての議会です。そのため議長が選出されるまでの間は、地方自治法第 107 条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。出席議員中、久保隅議員が年長の議員でございますので、御紹介をいたします。

それでは、久保隅議員、議長席へお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○臨時議長（久保隅） ただいま御紹介されました久保隅です。

地方自治法第 107 条の規定によって、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひします。

ただいまの出席議員は 16 名です。定足数に達していますので、ただいまから平成 27 年第 2 回熊野町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~○~~~~~

○臨時議長（久保隅） これより日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席の議席といたします。

~~~~~○~~~~~

○臨時議長（久保隅） これより日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（久保隅） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙の方法は指名推選にすることに決定しました。

暫時休憩します。

（休憩 9時54分）

（再開 9時54分）

~~~~~○~~~~~

○臨時議長（久保隅） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りします。指名の方法については、臨時議長が指名することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（久保隅） 異議なしと認めます。したがって、臨時議長が指名することと決定いたしました。

議長に、山野議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名いたしました山野議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（久保隅） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました山野議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました山野議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

山野議員の発言を許します。

~~~~~○~~~~~

○議長（山野） ただいま御推薦いただきまして、議長に当選いたしましたこと非常にあ

りがたく思っております。私も24年議会活動をしてまいりまして、町の行政にいろいろな意見を述べてまいりました。今回、新人の議員さん4人、あるいは2期目の議員さん4人、新しい議員さんをそろえて8名という新しい風が吹きましたので、ここで新しい議会活動、あるいは議会改革を進めていきたいと思ひますし、また今世界で言われてるように女性進出の一端として、女性議長をさせていただきましたら新しい女性の活躍の場もふえるのではないかと思ひて大変喜んでおります。

今後、皆様方の御協力をいただきながら、町民として住みよい、安心して安全な町をつくるためにも頑張っていきたいと思ひますので、どうぞ御協力のほどをよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○臨時議長（久保隅） 議長と議長席を交代いたします。御協力ありがとうございました。

暫時休憩します。

（休憩 10時00分）

（再開 10時47分）

~~~~~○~~~~~

○議長（山野） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によってただいま着席のとおり指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山野） これより日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番尺田議員、2番竹爪議員、3番立花議員の3名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山野） これより日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日のみとしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山野） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（山野） これより日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山野） したがって、副議長の選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 10時47分）

（再開 10時47分）

~~~~~○~~~~~

○議長（山野） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山野） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に、藤本議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました藤本議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山野） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました藤本議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました藤本議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

藤本議員の発言を許します。藤本議員。

○11番（藤本） どうも皆様、御推薦、また当選ありがとうございます。私、まだ10年しかたっておりませんが、議長の補佐を精いっぱい務めて、また議長に対しても、皆様方の思いがあられた場合はちゃんと進言申し上げますので、そこらを含みおきいただき、議長ともどもよろしく願います。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（山野） これより日程第5、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、熊野町議会委員会条例第2条の各号において、総務厚生委員会6名、文教委員会5名、産業建設委員会5名となっております。

お諮りいたします。常任委員の選任につきましては、熊野町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山野） 異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 10時50分）

（再開 10時50分）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（山野） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。総務厚生委員に山野議員、大瀬戸議員、荒瀧議員、時光議員、諏訪本議員、竹爪議員。文教委員に藤本議員、片川議員、沖田議員、立花議員、尺田議員。産業建設委員に馬上議員、中原議員、久保隅議員、山吹議員、民法議員。

以上のとおり指名したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山野） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の議員を、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 10時50分）

（再開 10時53分）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（山野） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、次の日程に入るに先立ち、各常任委員会の正副委員長の互選結果が通知されておりますので、御報告いたします。

総務厚生委員長に時光議員、同副委員長に諏訪本議員。文教委員長に片川議員、同副委員長に沖田議員。産業建設委員長に久保隅議員、同副委員長に民法議員。

以上でございます。

〇議長（山野） 続きます。日程第6、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、熊野町議会委員会条例第4条の2第2項において、定数は6名となっております。

お諮りいたします。議会運営委員の選任につきましては、熊野町議会委員会条例第6条第2の規定により、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇議長（山野） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。議会運営委員に久保隅議員、山吹議員、大瀬戸議員、時光議員、片川議員、沖田議員の6名を指名いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇議長（山野） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員には、ただいま指名いたしました6名を選任することに決定いたしました。

続きます。次の日程に入る前に、議会運営委員会の正副委員長の互選結果が通知されておりますので、御報告いたします。

委員長に山吹議員、同副委員長に沖田議員。

以上でございます。

〇議長（山野） 続きます。日程第7、議会広報特別委員会の設置及び委員の選任を行います。

お諮りいたします。本件については、熊野町議会委員会条例第5条第1項及び熊野町議会広報発行に関する規定第4条に基づき、6名の委員で構成する議会広報特別委員会を設置し、これに議会広報紙及び熊野町議会ホームページの作成・編集を付託することにし、閉会中もなお継続審査とすることにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山野） 異議なしと認めます。よって、本件については6名の委員で構成する議会広報特別委員会を設置し、これに議会広報紙及び熊野町議会ホームページの作成・編集を付託することとし、閉会中もなお継続審査とすることに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。ただいま設置しました議会広報特別委員会の委員の選任につきましては、熊野町議会委員会条例第6条第2の規定により、議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山野） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

議会広報特別委員に民法議員、時光議員、諏訪本議員、立花議員、竹爪議員、尺田議員の6名を指名いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山野） 異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員会の委員については、ただいま指名いたしました6名を選任することと決定いたしました。

この際、次の日程に入るに先立ち、議会広報特別委員会の正副委員長の互選結果が通知されておりますので、御報告いたします。

委員長に民法議員、同副委員長に時光議員。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山野） これより日程第8、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本選挙については、広域連合規約第7条第2項及び第8条の規定により、当議会から1名を選出するものであります。なお、任期は議員としての任期によることから、平成31年4月29日までとなっております。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山野） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することにいたしたいと思いま

すが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山野) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に、沖田議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました沖田議員を広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山野) 異議なしと認めます。よって、ただいま広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙によって、沖田議員が当選いたしました。

ただいま広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました沖田議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

これより議案等の説明を求めるために、町長、その他の関係職員の出席を求めます。  
暫時休憩いたします。

再開は11時15分からといたします。

(休憩 10時59分)

(再開 11時15分)

~~~~~○~~~~~

○議長(山野) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより日程第9、議案第28号、専決処分した熊野町税条例等の一部を改正する条例の報告及び承認についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第28号、専決処分した熊野町税条例等の一部を改正する条例の報告及び承認につきまして、御説明を申し上げます。

専決処分した熊野町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が平成27年3月31日に公布、4月1日から施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものでございます。

主な改正内容は、ふるさと納税の控除額拡大、土地に対する固定資産税の負担調整措置の延長、軽自動車税の税率引き上げの延期、旧三級品たばこ税の引き上げなどでございます。

詳細につきましては、税務課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山野） 貞永税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（貞永） それでは、専決処分した熊野町税条例等の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布されたことにより、3月31日において関係条文の改正が必要になったことから、専決処分で行ったものでございます。

お手元の資料1をごらんください。

まず、1の主な改正内容の（1）地方自治体への寄附控除拡大とワンストップ化ですが、地方自治体への寄附、いわゆるふるさと納税については、従来、寄附した金額から2,000円を除いた金額を所得税額と町県民税額から控除して寄附者に戻す制度で、町県民税については所得割の1割が控除の上限額としておりました。今回、その上限額を所得割の2割までに引き上げることとなり、控除額が拡大することになりました。

また、手続のワンストップ化といたしまして、寄附した自治体が5つ以下の場合で確定申告が不要な方については、寄附した方が寄附した自治体に対して自分の住んでいる市町村に寄附した旨の通知書を送ってもらうよう申告することで、確定申告をしなくても寄附控除を受けることができるようになりました。

次に、（2）土地に対する課税の特例でございますが、土地に係る固定資産税や評価額が急激に上昇した場合であっても税負担の上昇は緩やかなものになるよう、平成6年度から各種の調整措置が講じられており、今回も平成27年度から3年間延長する措置が講じられました。

また、土地に係る固定資産の評価につきましては、3年ごとに評価がえを行うため、第2年度、第3年度においては通常据え置くものとされておりますが、この据え置き年度において、地価が下落している場合で課税上著しく均衡を失う場合には、簡易な方

法により価格の下落修正ができる特例措置が平成26年度までとられており、今回平成29年度までこの特例を継続するようになったものでございます。

次に、(3) 軽自動車税の関係の改正でございますが、昨年3月及び6月の条例改正において、平成27年度から原付自動車、二輪車、小型特殊自動車についての税率を引き上げることとしておりましたが、このたびの法改正で1年延長することとなりましたので、平成28年度から引き上げるよう関係条文を整理いたしました。

また、三輪車、軽四輪車の軽自動車税の経過につきましては、普通自動車と同様に、環境に対する影響に応じて軽自動車税を軽減することとなりました。

まず、表の一番上の通常と書かれている行の金額が平成27年4月1日以降に新規に登録された軽自動車の課税額となります。一つ下の行の電気自動車、または天然ガス自動車で平成21年排出ガス規制適合かつNO<sub>x</sub>値が平成21年度排出ガス基準値より10%低減されているものについては、乗用の自家用車が2,700円、乗用の営業用車が1,800円、貨物用の自家用車が1,300円、貨物用の営業車と三輪車が1,000円に軽減され、その下の行の平成17年排出ガス規制適合かつNO<sub>x</sub>値が平成17年排出ガス基準値より75%低減したガソリン車で、乗用車は平成32年燃費基準値より20%を超えているもの、貨物車は平成27年燃費基準より35%を超えているものについては、乗用の自家用車が5,400円、乗用の営業車が3,500円、貨物用の自家用車が2,500円、貨物用の営業車が1,900円、三輪車が2,000円に軽減され、次の行の平成17年排出ガス規制適合かつNO<sub>x</sub>値が平成17年排出ガス基準値より75%低減したガソリン車で、乗用車は平成32年燃費基準値を満たしているもの、貨物車は平成27年燃費基準より15%を超えているものについては、乗用の自家用車が8,000円、乗用の営業車が5,200円、貨物用の自家用車が3,800円、貨物用の営業車が2,900円、三輪車が3,000円に軽減されます。

次に、(4) 旧三級品たばこに対する町たばこ税の税率改正でございますが、旧専売納付制度において三級品たばことされていたわかば、エコー、ゴールドンバットなどの紙巻きたばこについては、現行制度においても特例税率により通常の紙巻きたばこより税率が引き下げられておりましたが、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、たばこ税及び地方たばこ税の税率の引き下げ及び紙巻きたばこ旧三級品の税率の特例措置の段階的廃止が行われることとなりました。これによって、旧三級品たばこに対する現行の町たばこ税の税率、1,000本当たり2,495円は、平成28年4月1

日から2,925円、平成29年4月1日から3,355円、平成30年4月1日から4,000円、平成31年4月1日から5,262円となります。

続いて、2、その他の改正ですが、住宅借入金等特別税控除の適用期限について、平成29年12月31日から平成31年6月30日までへの1年半の延長、法人町民税均等割における資本金等の取り扱いの特例の創設、地方税法、所得税法などの法律改正に伴う関係条項のずれや字句に対する修正などがございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山野） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山野） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山野） これをもって討論を終結します。

これより議案第28号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山野） 異議なしと認めます。よって、議案第28号については原案のとおり承認されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（山野） これより日程第10、議案第29号、専決処分した熊野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の報告及び承認についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第29号、専決処分した熊野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の報告及び承認につきまして、御説明を申し上げます。

専決処分した熊野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月31日に公布、翌4月1日から施

行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものでございます。

主な改正内容は、課税限度額の引き上げ及び減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更でございます。

詳細につきましては、税務課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山野） 貞永税務課長の発言を許します。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（貞永） それでは、専決処分した熊野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例につきまして、説明を申し上げます。

この条例は、先ほどの税条例と同様、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布されたことに伴い、同日中に所要の条例改正が必要となったため、専決処分で行ったものでございます。

お手元の資料2をごらんください。

まず、1の改正の趣旨ですが、今回の改正は、昨年に引き続き国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る保険税軽減の拡充でございます。

次に、2の改正内容（1）第2条、課税額、課税限度額の引き上げでございますが、国民健康保険税は医療費分、後期高齢者支援金等、介護納付金分の三つの区分に分かれ、それぞれ所得割、資産割、均等割、平等割の税率で計算し、それらの合計額を課税額としております。今回の改正は、基礎課税額の課税限度額（所得が幾らであろうとこの額以上の課税額にはならないという上限額のことでございます）が、現行の51万円から52万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を現行の16万円から17万円に、介護納付金課税額の課税限度額を現行の14万円から16万円にそれぞれ引き上げるもので、国民健康保険税全体の最高額が現行の81万円から85万円になるものでございます。

次に、（2）国民健康保険税の減額でございますが、現在、低所得世帯に対する救済措置として国民健康保険税のうち、世帯の所得や人数に応じて世帯ごとに課する均等割と、資格者一人ごとに課す平等割部分について、それぞれ2割、5割、7割軽減する減額措置を行っております。今回、その軽減判定につきまして、2割、5割軽減できる対

象範囲を拡大するものでございまして、5割軽減につきましては、軽減判定所得の算定において、被保険者に乗すべき金額を24万5,000円から26万円に引き上げ、2割軽減につきましては、被保険者に乗すべき金額を45万円から47万円に引き上げるものでございます。

下段に示しましたイメージ図で説明しますと、従来と比較して5割軽減につきましては世帯内の被保険者等の数に1万5,000円を掛けて得られた額を加算した所得の方までが軽減を受けられ、2割軽減につきましては、世帯内の被保険者等の数に2万円を掛けて得られた額を加算した所得の方までが軽減を受けられることとなり、結果、軽減を受けられる対象者が拡大するものでございます。

次に、(3)その他の改正ですが、平成25年9月の国民健康保険税条例の一部を改正する条例において、施行期日に誤りがありましたので修正いたしました。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長(山野) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山野) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山野) これをもって討論を終結します。

これより議案第29号について採決します。本件につきましては、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山野) 異議なしと認めます。よって、議案第29号については原案のとおり承認されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(山野) これより日程第11、議案第30号、専決処分した熊野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の報告及び承認についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 議案第30号、専決処分した熊野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の報告及び承認につきまして、御説明を申し上げます。

専決処分した熊野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の報告及び承認につきましては、国民健康保険法の一部を改正する法律等が平成27年3月31日に公布、平成27年4月1日から施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものでございます。

主な改正内容は、平成26年度までの措置であった保険者支援制度及び都道府県単位の共同事業が恒久化されたことに伴い、それまで附則で規定されていた関係条文が本則に規定されることとなり、条項の移動が生じたことから、本条例で適用する条項が変更になったものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（山野） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山野） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山野） これをもって討論を終結します。

これより議案第30号について採決します。本件については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山野） 異議なしと認めます。よって、議案第30号については原案のとおり承認されました。

暫時休憩いたします。

11時40分から再開いたします。

（休憩 11時35分）

（再開 11時40分）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（山野） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまお配りしましたとおり、町長から「議案第31号、熊野町監査委員の選任の同意について」が、また各常任委員長及び議会運営委員長から、熊野町会議規則第75条の規程に基づく「閉会中の審査・調査申出について」が提出されました。

お諮りいたします。この2件を日程に追加し、「議案第31号、熊野町監査委員の選任の同意について」を追加日程第1とし、「閉会中の継続審査・調査申出について」を追加日程第2として議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山野） 異議なしと認めます。よって、この2件を日程に追加し、「議案第31号、熊野町監査委員の選任の同意について」を追加日程第1とし、「閉会中の継続審査・調査申出について」を追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（山野） これより追加日程第1、議案第31号、熊野町監査委員の選任の同意についてを議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により除斥に該当すると認められますので、大瀬戸議員の退場を求めます。

（大瀬戸議員退場）

○議長（山野） 提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第31号、熊野町監査委員の選任の同意につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

4月29日に町議会議員の任期が満了したことに伴い、山野監査委員の任期が終了しましたので、新たに議員選出の監査委員を選任することについて議会の同意を求めらるものでございます。

今回同意を求めさせていただきます大瀬戸議員は、財務管理、業務の事業の経営管理など、行政運営に関して識見を有する方だと考え、選任同意を求めらるものでございます。

御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山野） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山野) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山野) これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号について採決します。本件につきましては、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山野) 異議なしと認めます。よって、議案第31号については原案のとおり同意されました。

大瀬戸議員の出席を求めます。

暫時休憩します。

(休憩 11時45分)

(再開 11時45分)

~~~~~○~~~~~

○議長(山野) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより追加日程第2、閉会中の継続審査・調査申出についてを議題といたします。各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、委員会における審査の事件について、熊野町議会会議規則第75条の規程により、お手元にお配りいたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山野) 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

ここで町長より発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 初議会に際し、発言する機会をいただき、厚く御礼を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、去る4月26日執行の町議会議員選挙において、町民の支持と信頼、そして大きな期待を担われ、見事当選の栄誉を得られましたことに対し、まずもって心からお祝いを申し上げます。

さて、本年は地方創生元年と言われております。地方創生法に基づき策定する総合戦略をもとに、経済の活性化、定住や交流の促進、これらの好循環を支える地域の活性化を促す、いわゆるまち・ひと・しごとの創生に向けた取り組みを鋭意推進することとなります。国の財政的な支援強化もあり、これまで以上に自治体同士の地域間競争が激化するものと考えられます。議員の皆様には引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、3年後の平成30年には大正7年の町制施行から100年という大きな節目の年を迎えます。先人の労苦に敬意と感謝の念を払い、未来へのさらなる飛躍に願いを込める記念事業を実施することとし、議員の皆様を初め、町民から広く御意見をいただきながら企画を進めてまいりたいと考えております。

今後の町の発展に向けた喫緊の課題を申し上げますと、道路環境の改善が最重要課題の筆頭であると考えております。東広島呉自動車道の全通など、ここに来て町内外の道路環境が大きく変化をしておりますが、こうした状況を受け、議会におかれても都市間アクセスの利便性の一層の改善及び増加する通過交通への対策などの行政課題に対し、積極的な要望活動等を展開されておられます。私としましても非常に心強く、感謝にたえません。引き続き御助力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

また、近年、多発する大規模な自然災害への対応の強化も急がれる課題でございます。本年度から土砂災害防止法に基づく県の基礎調査が小学校単位で実施される予定となっております。区域指定によっては開発行為や建築に一定の制限が設けられる場合がございますが、防災・減災の観点での住民の皆様の御理解と御協力が不可欠でございます。この点につきましても、それぞれの地域での円滑な事業推進に対し御協力を賜りたいと考えております。

その他、子育て支援や教育のまちづくりの推進、福祉、医療及び介護の充実と適正化、熊野筆など本町の社会資源を活用した産業や観光、文化の振興等々への対応の拡充も必要でございます。本年には全ての自治会を巡回させていただく地域懇談会の開催を予定しておりますので、これら山積する行政課題について、直接町民の皆さんからも御意見や御要望等をお聞きし、第5次熊野町総合計画の後期基本計画に反映させたいと考えて

おります。

結びに、今後とも町政が議会と執行部の緊密な連携のもとに運営されますよう、諸施策の推進に対し絶大なる御支援と御協力を心からお願い申し上げ、甚だ簡単でございますがお祝いとお願いの御挨拶とさせていただきます。

まことにおめでとうございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（山野） 以上で町長の発言を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

皆さん、大変お疲れさまでした。

（散会 11時50分）

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員